

各私立専修学校長 様

大阪府教育庁私学課長

留学生の受入数に関する取扱いについて（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長から通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、留学生の管理等の手續きに関し、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、本府での留学生の管理等に関する具体的な手續きについて、下記のとおり変更しますので、適切に取扱いしていただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、これに伴い、「留学生の受入数に関する取扱いについて」（平成22年12月16日付け私第2184号大阪府府民文化部私学・大学課長通知）は廃止します。

記

（1）受入体制等に応じた適正な数の受入れ

各専修学校が入学を許可し受け入れた留学生については、自ら責任をもって在留管理を行う必要があり、学生数の確保という観点で安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

（2）在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあつては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手續きを行うこととなる留学生の数が、設置するすべての学科の入学定員を合算した数（以下「総入学定員数」という。）の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について、出入国在留管理庁により、教育機関の選定において「適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）」として選定されていない（「新規・再開校」を除く。）年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上、又は過去6年間に3回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの（選定を受けなかった年を除く。）。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

(3) 文部科学省WEB 調査システムを活用した留学生の管理体制等の調査（報告）

令和8年度より本府が所管する全ての専修学校に対して、文部科学省と連名にて、文部科学省WEB 調査システム（EduSurvey）を活用した調査を年2回行います。

当該調査（報告）では、本通知（2）で示している受入体制や在籍管理の実績を確認するとともに、留学生の在籍人数や出身国（地域）の別などの受入れ状況を把握します。各校におかれましては、適切に回答いただきますようお願いします。

また、各校が地方出入国在留管理局に提出している留学生の氏名や住所等の一覧の提出は不要ですが、回答内容に疑義がある等の場合は、別途、提出を求めることがあります。

なお、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする際の事前申出並びに定期報告は、本調査（報告）に回答いただくことにより内容を把握することが可能となることから、不要とします。

(4) 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- a 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。
この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生の受入れのための組織体制について、複数年度（2年以上）にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることができるものとする。
- b (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)の調査に回答せず、総入学定員数の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(5) 令和8年度の総入学定員の2分の1をこえる留学生受入れに関する定期報告の取扱い

(3)の調査は、令和8年度から実施する予定です。

よって、令和8年度入学生に係る総入学定員の2分の1をこえる留学生の受け入れに関する定期報告は、当該調査に回答することで本府へ報告されたものとみなし、定期報告書の提出は不要とします。

<参考：私立専修学校・各種学校事務サイト>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180160/shigaku/senkaku-site/ryuugakusei.html>

| |
|--|
| 担 当 大阪府教育庁 私学課 総務・専各振興グループ 電 話 06-6210-9272 (直通) |
|--|